

イ 受講料

- (ア) クリーニング師の研修 5,000円
 (イ) 業務従事者に対する講習 4,500円

食品・生活衛生課

長野県告示第321号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年6月5日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

上伊那郡中川村葛島2670の26・2680の1・2680の6・2680の7・大草6682の6・6682の10（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、葛島2680の4、2680の8

2 保安林として指定された目的

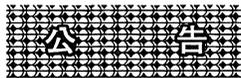
土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課



公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

令和5年6月5日

長野県知事 阿部 守一

調査を行った者の名 称	調査を行った時 期	成 果 の 名 称	調 査 を 行 っ た 地 域	認 証 年 月 日
下伊那郡阿南町	令和2年から 令和3年まで	地籍簿及び地籍図	和合の一部	令和5年5月31日
下伊那郡大鹿村	令和2年から 令和3年まで	地籍簿及び地籍図	大字鹿塩の一部	令和5年5月31日
上伊那郡宮田村	令和元年から 令和3年まで	地籍簿及び地籍図	新田区、南割区、町3区 の各一部	令和5年5月31日
上伊那郡中川村	平成30年から 令和3年まで	地籍簿及び地籍図	大草の一部	令和5年5月31日

農地整備課